

# 審査基準

平成6年10月1日作成

法令名	道路交通法施行令
根拠条項	第14条の2第2項
処分の概要	道路維持作業用自動車の指定
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	
審査基準	
標準処理期間	7日以内(行政庁の休日は含まない。)
申請先	申請書は、神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室へ提出してください。
問い合わせ先	神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室 (電話045 - 211 - 1212 内5204)
備考	